

様式 1

事業報告書			
医療法人整理番号			02514
報告期間	自	令和6年4月1日	
	至	令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人社団ひかり会		分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
	分類①	社団（出資持分なし）	
分類②	その他		
(2) 事務所の所在地	分類③	基金制度不採用	
	都道府県	広島県	
	市区町村	呉市	
	町名・番地	宝町3番15号	
	建物名	従たる事務所の記載はこちら	
(3) 設立認可年月日	昭和54年7月20日		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
(4) 設立登記年月日	昭和54年8月1日		
(5) 理事長の氏名	姓	木村	
	名	友剛	
役員及び評議員の人数	7		理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 社団ひかり会
所在地 広島県呉市宝町3番15号

※医療法人整理番号 2514

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,116,155 千円
2. 負 債 額	701,097 千円
3. 純 資 産 額	2,415,058 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,063,471
B 固 定 資 産	2,052,684
C 資 産 合 計 (A+B)	3,116,155
D 負 債 合 計	701,097
E 純 資 産 (C-D)	2,415,058

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-1

法人名 医療法人社団ひかり会
所在地 広島県呉市宝町3番15号

※医療法人整理番号 02514

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,063,471	I 流動負債	111,117
現金及び預金	781,012	支払手形	
事業未収金	249,958	買掛金	55,926
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	28,679	未払金	31,673
貯蔵品		未払費用	
前払費用	3,737	未払法人税等	7,995
その他の流動資産	1,585	未払消費税等	2,520
貸倒引当金	-1,500	前受金	
		預り金	13,003
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	2,052,684	II 固定負債	589,980
1 有形固定資産	1,808,249	医療機関債	
建物	864,695	長期借入金	589,980
構築物	726	繰延税金負債	
医療用器械備品	49,529	その他引当金	
その他の器械備品		その他の固定負債	
車両及び船舶	290		
土地	684,676		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	208,333		
		負債合計	701,097
		純資産の部	
2 無形固定資産	9,993	科目	金額
借地権		I 基金	
ソフトウェア	6,499	積立金	
その他の無形固定資産	3,494	代替基金	
3 その他の資産	234,442	繰越利益積立金	481,788
有価証券		その他積立金	1,933,270
長期貸付金			
保有医療機関債		III 評価・換算差額等	
その他長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
役員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	234,442		
		純資産合計	2,415,058
資産合計	3,116,155	負債・純資産合計	3,116,155

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団ひかり会
所在地 広島県呉市宝町3番15号

医療法人整理番号 02514

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		1,784,527
	2 事業費用		
	(1) 事業費	420,796	
	(2) 本部費	1,262,208	
	本来業務事業利益		101,523
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	附帯業務事業利益		0
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業利益		101,523
II	事業外収益		
	受取利息	479	
	その他の事業外収益	37,820	
	事業外費用		
	支払利息	5,091	
	その他の事業外費用	746	
	経常利益		133,985
IV	特別利益		
	固定資産売却益		
	その他の特別利益	1,350	
V	特別損失		
	固定資産売却損	262	
	その他の特別損失	38,000	
	税引前当期純利益		97,073
	法人税・住民税及び事業税	7,995	
	法人税等調整額		7,995
	当期純利益		89,078

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 社団ひかり会

所在地 広島県呉市宝町3番15号

※医療法人整理番号	2514
-----------	------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						医療機器賃貸	2,963	賃貸料リース	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・当法人理事 木村聡が代表取締役である法人

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						不動産賃貸	6,864	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・当法人理事長 木村友剛が代表取締役である法人
- ・不動産の賃借料は近隣相場を参考に決定している

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 社団ひかり会
理事長 木村 友剛 殿

私(注1)は、医療法人社団ひかり会の令和6会計年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月27日

医療法人社団ひかり会
監事

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。